

狭山市店舗・住宅改修工事費補助金制度のご案内

狭山市では、①店舗・②空き店舗・③住宅のリフォームを、狭山市内施工業者を利用して行う場合に、その経費の一部を補助します。

★募集期間

2026年4月13日(月)から2026年5月8日(金)まで

- 申請が予算額(700万円)を超えた場合、店舗・空き店舗に係る申請を優先的に交付対象者(当選者)とし、予算残額の範囲内において、住宅に係る申請の抽選を行い、交付対象者(当選者)を決定
※抽選はExcelのランダム関数にて実施
- 申請が予算額に達しない場合、5月12日(火)から2027年1月29日(金)まで随時受付(先着順かつ予算額に達した時点で終了)

☆事業の概要

◆補助対象者

- ・狭山市内に事業を営む店舗・事業所がある方
- ・狭山市内の空き店舗等で事業を始める方
- ・狭山市内に居住している方(住民登録のある方)
- ・市税を滞納していない方

◆対象となるリフォーム(裏面工事例を参照)

- ・狭山市内の施工業者による20万円(税抜き)以上の改修工事
- ・2026年6月1日(月)以降に工事を着工し、2027年2月28日(日)までに工事が完了、実績報告書類の提出及び工事費用の全額を支払うこと。
※必ず工事着工前にご申請ください(追加募集を除く)。

◆補助対象店舗・空き店舗・住宅

①店舗

- ・自ら所有し、自らが営業している店舗・事業所
- ・自ら所有し、貸し出している店舗・事業所
- ・賃借し、自らが営業している店舗・事業所

②空き店舗

- ・自ら所有し、自ら営業するための空き店舗
- ・賃借し、自らが営業するための空き店舗
※小売業、飲食業その他商店街の活性化に寄与する業種を営業する方が補助の対象となります。

③住宅

- ・狭山市に居住する方の住宅
- ・所有又は賃借し、かつ居住している住宅
※集合住宅の場合は個人の専用部分に限ります。

◆補助金額(補助区分)

- ①店舗: 税抜き費用の10%相当額(上限30万円)
- ②空き店舗: 税抜き費用の10%相当額(上限30万円)
- ③住宅: 税抜き費用の5%相当額(上限10万円)

※店舗兼住宅の場合、原則として改修工事を行う総面積の割合が大きい補助区分とします。ただし、共用部分を含む工事で、店舗、住宅の明確な区分が判断できない場合は、「住宅」として取り扱うものとしますが、申請時の現地確認を踏まえ、区分を決定いたします。

◆申請書類

- ・狭山市役所商工観光課(2階)及び各公民館で4月8日(水)から配布します。
※狭山市公式ホームページからもダウンロード可

・ご不明な点については、下記問合せ先までご連絡ください。平日9時から16時30分まで受付

問合せ先 : 狭山市役所商工観光課 TEL04(2937)7538

○対象となるリフォーム工事例

※市で実施している他の補助制度(同じ工事を対象としたもの)を活用しない工事であること。

※対象となる工事は、建築確認(新築・増改築等)が必要ない簡易な改修工事であること。

	対 象	対 象 外
1	浴室・キッチン・洗面室及びトイレの改修工事 (内壁及び床の改修工事に付随する改修工事が対象 また、既存の浴室を改造してユニットバスを設置する工事)	新設及び取替えのみの場合
2	屋根の葺替、塗装及び防水工事	
3	部屋の間仕切りの変更工事	
4	外壁の張替及び塗装工事(軒天井、破風板及び鼻隠しも対象)	
5	床、壁、窓、天井及び屋根の断熱改修工事 (窓の場合、内壁及び外壁工事に付随する改修工事が対象)	単独の取替え及び二重窓の設置のみの場合
6	床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工事 (床の場合、フローリング、床暖房(ガスや電気式)工事 内壁に付随する室内カーテン・ブラインドの取替えも対象)	単独の取替えのみの場合
7	襖紙、障子紙の張替及び畳の取替え	単独の取替えのみの場合
8	建具、開口部(扉、ドア、窓、網戸等)の取替え及び新設工事 (内壁及び外壁工事に付随する改修工事が対象)	単独の取替えのみの場合
9	雨どい、手すり、縁側、ベランダ等の取替え及び修理 (屋根及び外壁工事に付随する改修工事が対象)	新設及び取替えのみの場合
10	造り付け収納家具の設置(造作大工工事が伴うものに限り対象)	
11	エアコン、給湯器、照明器具等の取替え (内壁及び外壁工事に付随する改修工事が対象)	新設及び取替えのみの場合
12	バリアフリー改修工事(段差解消、廊下幅の拡張など)	新設及び手すりの取り付けのみ等の場合
13	耐震改修工事(屋根の軽量化、壁補強及び基礎補強など)	
14	住宅と店舗の共有部分の分離に必要な改修工事	
15	給排水衛生工事、換気設備工事、電気設備工事、ガス設備工事	改修工事に付随しない場合

補助金申請から受け取りまでの流れ

狭山市店舗・住宅改修工事費補助金交付申請書の提出

4/13(月) ~ 5/8(金)

狭山市役所 商工観光課(2階)に提出

- 狭山市店舗・住宅改修工事費補助金交付申請書(様式1)
- 工事の内訳がわかる改修工事見積書
- 店舗・空き店舗の場合は事業調書(様式2)及び事業用賃貸借契約書(賃借者に限る)
 - ※郵送申請可、代理人申請可(委任状不要)
 - ※郵送の場合は、切手を貼った返信用封筒の同封をお願いいたします。
 - ※店舗兼住宅の場合は、別途資料の提出を依頼する場合があります。



当初交付対象者の決定

☆申請多数の場合は抽選

※抽選結果については、狭山市公式ホームページ及び郵送にて通知いたします。



追加資料の提出

5/12(火) ~ 5/22(金)

- 改修箇所がわかる改修工事前の現場写真(日付を表示又は印字すること)
- 法人の場合は登記事項証明書、個人事業主の場合は確定申告書の写し等営業内容のわかるもの
- 令和8年度課税資産(土地・家屋)明細書(納税通知書内)又は家屋物件所在証明書
 - ※郵送及び電子申請可
 - ※同居の親族を除く申請者以外の方が代理で手続きを行う場合は、申請者名義の委任状を提出



書類審査(現地確認を行う場合あり)

5/22(金) ~ 5/31(日)



補助金交付決定

6/1(月)

狭山市役所 商工観光課より交付決定通知書を送付

※交付待機者(落選者)となった方が、繰り上がって交付対象者(当選者)となった場合は、交付決定前の着工も補助対象となります。



改修工事着工

6/1(月)以降

※必要に応じて現地確認を行います。



改修工事完了(工事費用の全額を支払うこと)

2027/2/28(日)まで



狭山市店舗・住宅改修工事費補助金実績報告書の提出

2027/2/28(日)まで

- 狭山市店舗・住宅改修工事費補助金実績報告書(様式3)
 - 改修工事領収書
 - 契約書(請書)
- ※原本、印紙貼付及び割印
- 追加資料の提出時の改修工事前の現場写真と同位置で撮影した改修工事中・完了後の現場写真(日付を表示又は印字すること)
 - ※郵送不可及び申請者自書



補助金額の確定

書類審査
(現地確認を行う場合あり)

狭山市役所 商工観光課より確定通知書を送付



指定口座へ振込